

喜多院周辺地区 都市景観形成地域

まちづくりガイドライン

喜多院周辺には、多くの文化財や自然、それらと一体となって構成される落ち着いた住宅地の中で育まれてきた活動や文化、伝統行事が今も息づいています。

風情ある歴史のまち並みや、落ち着いた住宅地の環境が将来に渡って受け継がれて行けるよう、川越市景観計画に基づく「都市景観形成地域」に指定し、皆で守るべき地域の基準として「都市景観形成基準」を定めました。地区内で景観の変更を伴う建築計画がある場合は、基準に十分配慮するとともに、事前に市へ届出が必要になります。

本紙では、基準の詳しい解説を紹介しています。作成にあたっては、川越市自治会連合会第五支会に多大なるご尽力をいただきました。まちづくりのガイドラインとしてご活用下さい。



喜多院周辺地区とは、こんなところです

■歴史の趣があるまち

喜多院は、平安時代の建立が伝えられるほど歴史が長い寺院です。慶長4年(1599)に、徳川家康の側近だった天海僧正が喜多院の住職となり、関東天台宗の総本山となったこともあります。周辺には古くから、喜多院と一体となって住宅地が形成されました。喜多院の西から北にかけての地区はかつての花柳界で、大正末から昭和初めに建てられた妓楼の建物が点在しています。また、喜多院の北から久保町通りには、料亭建築や看板建築が点在しています。多くの人々が参拝に訪れることから、周辺は大変賑わい喜多院とともに発展してきました。

戦後には、広がっていた田畑に建物が建ち、地域のあり方は大きく変わりました。それでもなお、点在する歴史的建築物から歴史のおもかげを感じることができます。

■地域のシンボルでもある境内の「森」

喜多院・中院の境内には、大きく立派な木の茂る森があり、離れていても家並み越しに目にすることができます。これらの木は、長い年月をかけて守り育まれてきた、地域の大切な資産です。

周辺の戸建住宅の敷地でも、大小の緑が植えられていて、道を歩いていると森へと続いていくような連続する緑を目にすることができます。

受け継いでいきましょう、まち並みや佇まい

地域の文化や記憶などを理解することで、見えてくるまちの「たたずまい」があります。それは単なるまちの見え方というより、よりわたしたちの心に訴えかけてくるものかもしれません。

川越まつりをはじめ、年中行事の運営や、防災・防犯・清掃活動などが、コミュニティを守り育てる活動にしっかり取り組まれている、喜多院周辺地区。これらのまちづくり活動に取り組みながら、地域の記憶や文化を少しずつ共有し、良好なまち並みと佇まいを未来に受け継いでいきましょう。



春の喜多院



特徴のある歴史的建築物



中院の豊かな森



地域で協力して営まれる山車行事



日枝神社

重要文化財の本殿は、三間社流造で、室町時代末期から江戸時代初期の様式を残している。神社を取り囲むように木々が植わっている。



三変稲荷神社古墳

川越で最も古いとされる古墳。築造は4世紀後半の古墳時代前期。



小仙波貝塚

この地がかつて海だった証となる小仙波貝塚（市指定史跡）。



仙波東照宮

日光、久能山とともに三大東照宮とされる。将軍家の威光を示す極彩色の本殿は、銅瓦葺、三間社流造で重要文化財。



龍池弁財天

竜神伝説の言い伝えがある双子池の脇にひっそりと佇む龍池弁財天の祠。



仙芳仙人入定塚

仙波の名前の由来となったと言われている。喜多院にまつわる伝説がある。

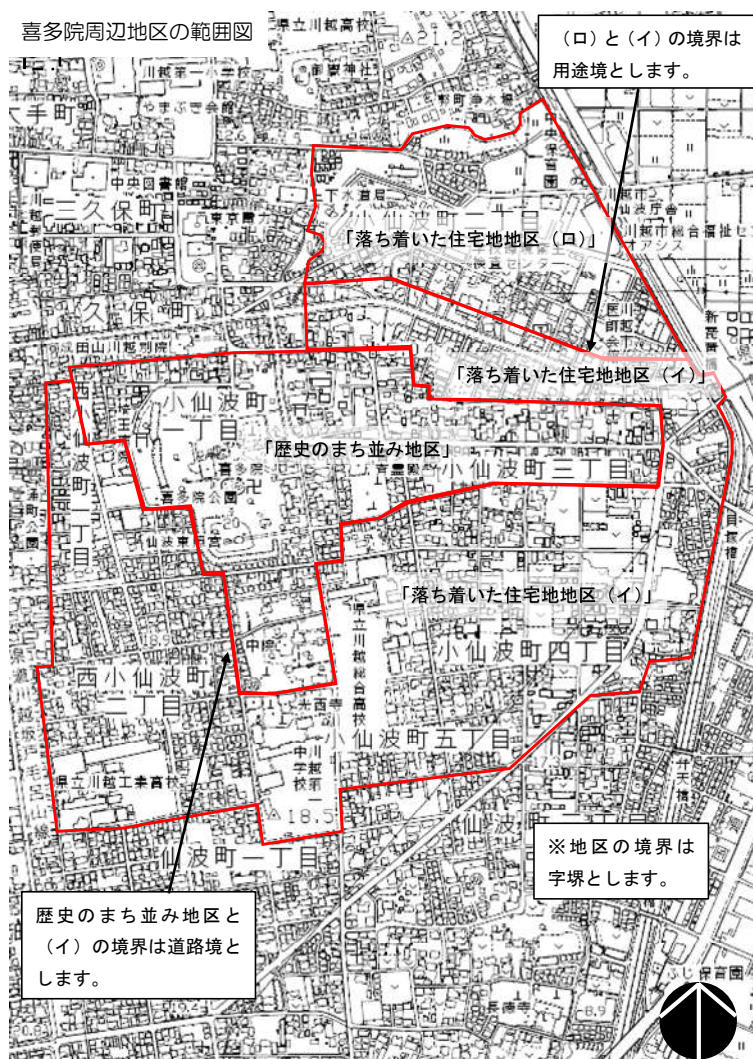
喜多院周辺地区

①位置と地区の概要

【名称】 喜多院周辺地区都市景観形成地域

【位置】 小仙波町1丁目、小仙波町2丁目、小仙波町3丁目、小仙波町4丁目、
小仙波町5丁目、西小仙波町1丁目、西小仙波町2丁目の全部

【面積】 約 88.7ha



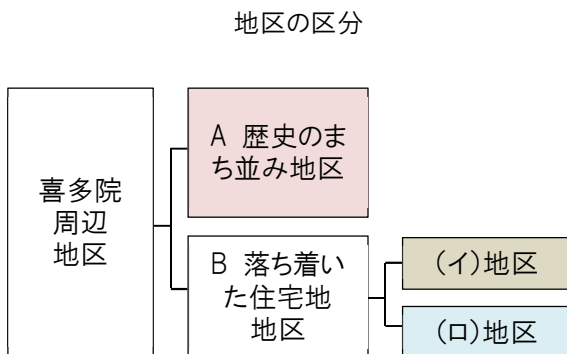
【地区の概要】

当地区は、本市の中心市街地の東部に位置し、喜多院をはじめとした多くの文化財により構成される歴史的景観、喜多院や中院、東照宮などと一体となって形成された落ち着いた住宅地と県道川越日高線沿いの商業施設等からなる市街地的景観、境内林や新河岸川などが見せる自然的景観が複合しており、地域に継承される活動や文化、伝統行事と共に地域固有の歴史的風致を形成している。

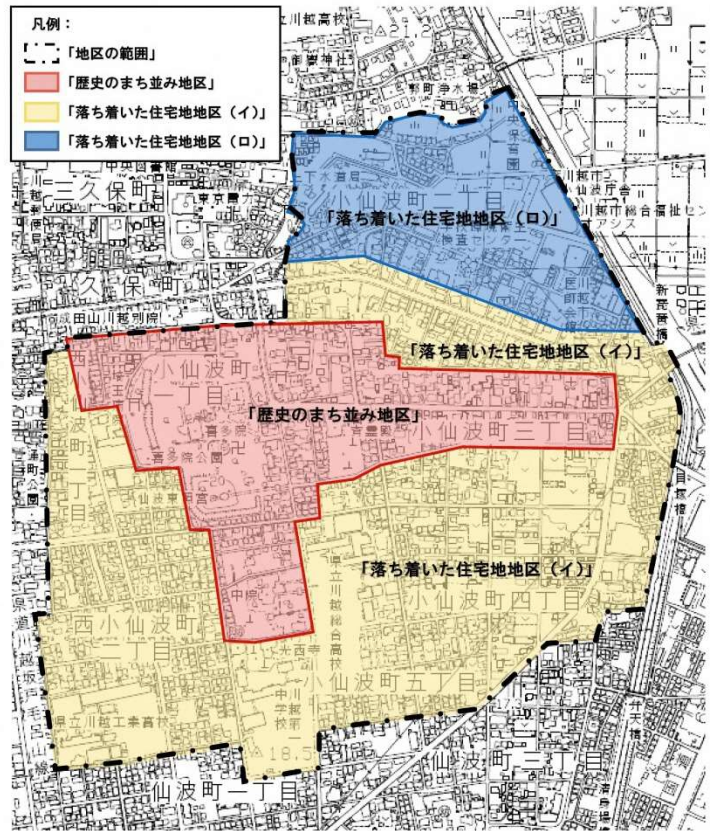
②「喜多院周辺地区」における良好な景観の形成に関する方針

本地区は、景観の特性と目指すべき景観形成の方向性によって、地区内を右の3つに区分し、それぞれに以下の方針を定めます。

※川越市景観計画や、川越市都市計画マスタープランにおいても、今後の景観形成の目標や、地区別景観まちづくりの方針等が示されており、市ホームページ等でもご覧いただけます。



地区の範囲と区分



| A 歴史のまち並み地区の方針 | B 落ち着いた住宅地地区の方針 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○喜多院や中院と一体となって発展してきた門前町や、花柳界として栄えた当時の面影を残す茶屋町などの歴史資源を尊重したまち並みを形成する。 ○喜多院や中院の境内にある森を尊重してまち並みを形成する。 ○訪れてみたくなる、魅力あるまち並みを形成する。 ○次の世代を担う人材や新たな住民を含めた地域全体が、地域の記憶や文化を共有し、それを意識しながら景観形成を行うことで、地域らしい「たたずまい」を育てゆく。 | <ul style="list-style-type: none"> ○次の世代を担う人材や新たな住民を含めた地域全体が、地域の記憶や文化を共有し、それを意識しながら景観形成を行うことで、地域らしい「たたずまい」を育てゆく。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>【落ち着いた住宅地地区(イ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○喜多院や中院と一体となって形成された住宅地として、落ち着いた潤いのあるまち並みを形成する。 ○敷地内の豊かな緑を継承し、喜多院や中院の境内にある森を尊重してまち並みを形成する。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>【落ち着いた住宅地地区(ロ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○喜多院と川越城(初雁城)の間に位置する住宅地として、敷地の緑が豊かな落ち着いたまち並みを形成する。 </div> |

都市景観形成基準

| 項目 | | A 歴史のまち並み地区 | B 落ち着いた住宅地地区 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|--|----|----|----|---------------------------|------------|------|-----------|------|-----------------------------|------------|------|-----------|------|------------------------------|------------|------|----------------------------|------------|------|-----------|------|
| 建築物及び工作物に関する基準 | 位置 | ○道路や敷地に対する建築物の位置は、周囲のまち並みとの調和を図るものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 規模 | ○建築物の高さについては、周囲のまち並みとの調和を図るものとする。 | ○落ち着いた住宅地地区(イ)の範囲における建築物の高さについては、周囲のまち並みとの調和を図るものとする。 ○落ち着いた住宅地地区(ロ)の範囲における建築物の規模及び高さについては、周囲のまち並みとの調和を図るものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 形態・意匠 | ○公共空間(道路や河川、公園等)への正面性に配慮しつつ、周囲のまち並みや環境との調和を図るとともに、間口の大きな建築物については、壁面の後退や分節化などにより、周囲に圧迫感を与えないように配慮する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ○共同住宅では、バルコニー等の形態の工夫により、公共空間(道路や公園等)から洗濯物などが見えにくくなるように配慮する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ○屋外階段は、建築物本体との一体感や調和に配慮する。 ○屋外に設置される建築設備等については、公共空間(道路や公園等)から目立たないような場所への設置や目隠しの設置について配慮する。 ○自然素材の使用に努める。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ○建築物には、勾配屋根を用いること、軒や庇の位置を周囲の建物と合わせることなどにより、和の雰囲気演出するとともに、周囲のまち並みとの調和に努める。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 形態・意匠のうち、色彩の基準 | <p>○建築物の外壁や工作物の外観を構成するものの色彩は、周囲のまち並みや環境との調和を図るとともに、下に掲げる色彩の範囲のとおりとする。</p> <p>○各立面につき、当該面積の 10 分の1以下の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、下に掲げる色彩の範囲は適用しない。</p> <p>○建築物の外壁や工作物の外観を構成するものは、落ち着いた色調を基本とする。</p> <p>○多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する色の数や面積等のバランスに十分配慮する。</p> <p>○着色していない木材、土壁(漆喰仕上げを含む)、石材、ガラス、金属等の材料によって仕上げられる部分の色彩は、下に掲げる色彩の範囲は適用しない。</p> <p>○他の法令により定められた色彩については、この制限を受けないものとする。</p> <p><色彩の範囲>(マンセル表色法によるマンセル値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">7.5R~7.5Y (7.5Y は含まない)</td> <td>2 を超え 8 未満</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>8 以上 9 未満</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7.5Y~7.5GY (7.5GY は含まない)</td> <td>2 を超え 8 未満</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>8 以上 9 未満</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>7.5GY~7.5RP (7.5RP は含まない)</td> <td>2 を超え 8 未満</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7.5RP~7.5R (7.5R は含まない)</td> <td>2 を超え 8 未満</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>8 以上 9 未満</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>11 ページの表を参照のこと</p> | | | 色相 | 明度 | 彩度 | 7.5R~7.5Y (7.5Y は含まない) | 2 を超え 8 未満 | 6 以下 | 8 以上 9 未満 | 2 以下 | 7.5Y~7.5GY (7.5GY は含まない) | 2 を超え 8 未満 | 4 以下 | 8 以上 9 未満 | 2 以下 | 7.5GY~7.5RP (7.5RP は含まない) | 2 を超え 8 未満 | 2 以下 | 7.5RP~7.5R (7.5R は含まない) | 2 を超え 8 未満 | 4 以下 | 8 以上 9 未満 | 2 以下 |
| 色相 | 明度 | 彩度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7.5R~7.5Y (7.5Y は含まない) | 2 を超え 8 未満 | 6 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 8 以上 9 未満 | 2 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7.5Y~7.5GY (7.5GY は含まない) | 2 を超え 8 未満 | 4 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 8 以上 9 未満 | 2 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7.5GY~7.5RP (7.5RP は含まない) | 2 を超え 8 未満 | 2 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7.5RP~7.5R (7.5R は含まない) | 2 を超え 8 未満 | 4 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 8 以上 9 未満 | 2 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

基準の
解 説
番 号

①

②

③

④

⑤

| | | | |
|----------------------------|--|--|----|
| | 門 塀 擁 壁 等 | ○門塀・柵は周囲のまち並みとの連続性に配慮する。 ○集合住宅において、壁面を後退させた場合は、道路境界との間に生垣や植栽などの緑化を施すなど、まち並みの連続性に配慮する。 | 6 |
| | | ○門塀・柵を設ける場合は、敷地内の中木や高木が道路側から見える程度の高さとする。 | |
| | 仮設物 | ○仮囲い等の工事用仮設物や仮設建築物などは、歩行者の快適性を考慮するとともに、良好な景観を損なわないように、設置場所、形態、色彩等に配慮する。 | |
| そ の 他 の 基 準 | 夜間景観 | ○住環境の安全性の向上に配慮し、良質な夜間景観を演出するよう努める。 ○屋外の照明は、周辺環境に配慮し過剰な光が周囲に拡散しないように配慮する。 ○屋外の照明は、建築物や工作物の形態・意匠や用途に合わせ、それぞれにふさわしい色温度となるように配慮する。 | 7 |
| | 屋 外 広 告 物 | ○川越市屋外広告物条例や関係法令を遵守する。 ○屋外広告物の形態・大きさ・色彩・取り付け位置等は、まち並みに調和したものとする。 | |
| | | A 歴史のまち並み地区 ○大規模な広告物は禁止する。 | |
| 緑 化 等 | ○大樹や古木の保全に努める。 ○既存樹木については、適切に管理し、できる限り保存し活かす。 ○公共空間(道路や河川、公園等)に接する部分については、緑化を図るなど、空間のつながり方に配慮する。 ○角地やアイストップとなる場所では、特徴的なまちかどとなるように植栽等を工夫する。 ○規模の大きな敷地は、積極的に緑化に努める。 ○緑化のための空間を確保するため、敷地の細分化はなるべく避け、やむなく細分化を行う場合であっても道路に面する部分に緑化のための空間を確保するよう努める。 ○間口の広い敷地では、なるべく生垣を設ける。また、通りから見て、喜多院や中院の森や、住宅の敷地内の樹木により緑の連続性が生まれるように、高木や中木等を用いるなど緑化に努める。ただし、店舗等の場合はこの限りではない。 | 8 | |
| | | ○落ち着いた住宅地地区(口)の範囲における間口の広い敷地では、道路側の敷地境界は、なるべく生垣を設ける。 ○道路から見える敷地際や駐車場は、低木や地被類、緑化舗装等により緑化に努める。 | 9 |
| | | ○落ち着いた住宅地地区(口)の範囲における間口の広い敷地では、道路側の敷地境界は、なるべく生垣を設ける。 ○道路から見える敷地際や駐車場は、低木や地被類、緑化舗装等により緑化に努める。 | 10 |
| | 駐 車 場 等 | ○空き地及び屋外駐車場、駐輪場の道路に面する側は、生垣などによる緑化に努める。 ○空き地及び屋外駐車場においては、管理を徹底する。 | 11 |
| | 空 き 地 | | 12 |

自主規定

| 項目 | A 歴史のまち並み地区 | B 落ち着いた住宅地地区 | |
|------|---|---|---|
| 事前協議 | ○3階以上の建築物を建築しようとする場合には、行為の届出の前に地区の自治会等と都市景観形成基準に関して協議することとする。 | ○4階以上の建築物を建築しようとする場合には、行為の届出の前に地区の自治会等と都市景観形成基準に関して協議することとする。 | 1 |

都市景観形成基準の解説と配慮のポイント

① 建築物の高さについては、周囲のまち並みとの調和を図るものとする。

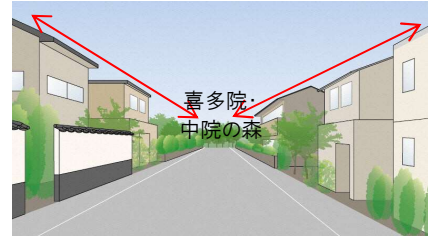
喜多院や中院の境内にある森は、本地域を緑豊かに印象づけている、重要な景観要素です。地域のシンボルである森への眺望を大切にします。

「歴史のまち並み地区」及び「落ち着いた住宅地地区（イ）」のうち、喜多院・中院の境内周辺の敷地では、森への視線をさえぎらない高さとなるように配慮します。

また、森が直接見えない位置にある敷地でも、景観資源である森を尊重した規模である必要があります。

配慮のポイント

- ・「歴史のまち並み地区」では3階以上、「落ち着いた住宅地地区」では4階以上の建築物を建築しようとする場合は、自治会等の代表者との協議により、周囲のまち並みとの調和が図られているか確認することが出来ます。



喜多院・中院への視線をさえぎらない高さとなるよう配慮する。



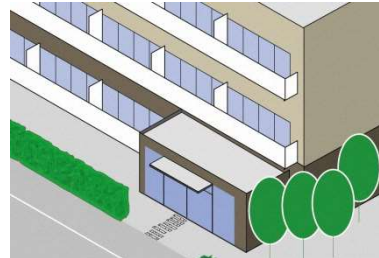
周囲との調和に配慮した規模のマンション

② 間口の大きな建築物については、壁面の後退や分節化などにより、周囲に圧迫感を与えないように配慮する。

間口の大きな建築物は、長大な壁面を生じると、単調さや圧迫感を生み出す場合があります。

色彩により低層部を分節化することにより、表情を豊かにすることができます。

また、エントランス部分以外の壁面を後退し、圧迫感を軽減する工夫も考えられます。



低層部を色彩により分節化し、エントランス部分以外の壁面を後退するなどの工夫により、圧迫感を軽減している。

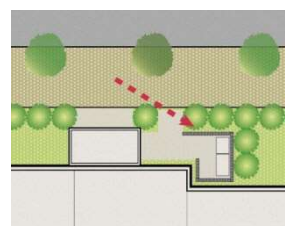
③ 共同住宅では、バルコニー等の形態の工夫により、公共空間（道路や公園等）から洗濯物などが見えにくくなるように配慮する。

中高層（階数4以上）の建築物は、遠くからでも目立ちやすいので、中高層部では生活感が見えすぎないように注意が必要です。

④ 屋外に設置される建築設備等については、公共空間（道路や公園等）から目立たないような場所への設置や目隠しの設置について配慮する。

ゴミ置場などは建築物と一体的に計画するようにします。位置は目立たない配置とし、または道路から直接見えないように植栽等で修景します。

室外機などの設備や、屋上に設置する設備は、目立たない位置に配置するか、木枠やルーバーなどで直接見えないように目隠しするのが有効です。



ゴミ置場は目立たない配置とし、道路から直接見えないように植栽等で修景する。



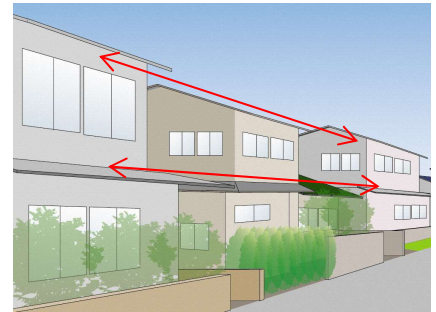
室外機などの修景の例

⑤ 建築物には、勾配屋根を用いること、軒や庇の位置を周辺の建物と合わせるなどにより、和の雰囲気演出するとともに、周囲のまち並みとの調和に努める。

歴史のまちなみ地区では、和の雰囲気が現在も残っていることから、それを踏まえてデザインを工夫することが重要です。

例えば、勾配屋根を用いたり、軒や庇の高さを揃えたりすることにより、周囲の建物と連続感が生まれます。

必ず軒や庇を設けるというわけではなく、自然素材を用いることや、壁面位置を周囲の建築物と合わせることもよっても、和の雰囲気やまち並みの一体感を演出することができます。



軒や庇の高さを合わせると、まち並みの連続性が印象づけられる。

⑥ 集合住宅において、壁面を後退させた場合は、道路境界との間に生垣や植栽などの緑化を施すなど、まち並みの連続性に配慮する。

集合住宅の壁面は大きく、まち並みへの影響も小さくありません。まち並みの連続性を確保し、また歩く人への影響も考慮して、敷地際は、無機質で閉鎖的な塀ではなく、生垣や植え込みとしたり、樹木を組み合わせるなどの工夫をします。



敷地際に植え込みを配置し、隣の敷地の外構との連続性を確保している。

⑦ 夜間景観について

落ち着いた夜間景観を形成するため、まぶしい光とならないような照明にしましょう。点滅などの動きがある照明は用いないようにします。

住宅地ではやすらぎの感じられるよう、色温度が低い色合いの光に調整します。

⑧ 既存樹木については、適切に管理し、できる限り保存し活かす。

緑豊かな心地よい住環境を受け継いでいくために、敷地内を緑化します。また、剪定などの手入れを定期的に行い適切に管理することも大切です。



緑をつなげる

⑨ 角地やアイストップとなる場所では、特徴的なまちかどとなるように植栽等を工夫する。

角地や道の突き当りなど、目に留まりやすい場所では、中木や高木を配置すると印象的な街角となります。



角地の敷地で、ボリュームのある樹木を配置し、街角を印象づけている。

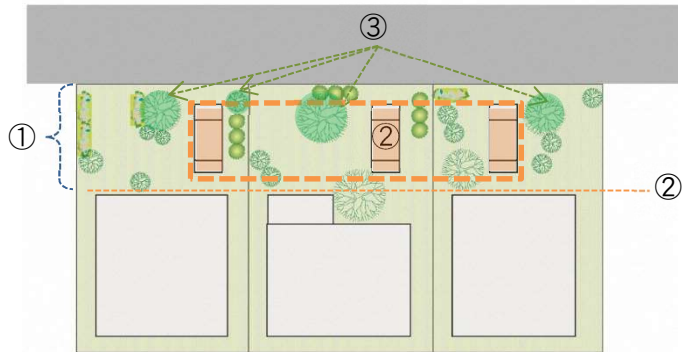
⑩

緑化のための空間を確保するため、敷地の細分化はなるべく避け、やむなく細分化を行う場合であっても道路に面する部分に緑化のための空間を確保するよう努める。

敷地を細分化すると、緑化するための空間も小さくなってしまいます。やむなく細分化をする場合は、道路から見える位置に緑化するための空間を確保することにより、潤いある環境づくりに取り組みます。



敷地を分割しているが、緑化のスペースを各戸で確保している。



(配慮のポイント)

- ①道路から見える位置に、緑化するための空間を確保する
- ②道路に対して住宅の壁面を揃え、駐車位置を合わせる
- ③駐車する自動車の全体が見えないように、植栽を配置する

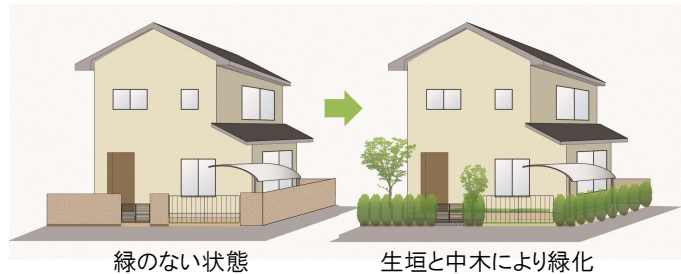
⑪

間口の広い敷地では、なるべく生垣を設ける。また、通りから見て、喜多院や中院の森や、住宅の敷地内の樹木により緑の連続性が生まれるように、高木や中木等を用いるなど緑化に努める。

喜多院や中院には、長い歴史の中で育まれてきた、地域のシンボルともいえる森があります。これらの森からつながるようにして、住宅の敷地でも緑を育てます。



喜多院の森に接する敷地で、生垣を設けることにより、緑をつなげている。



(配慮のポイント)

- ・ブロック塀の代わりに、生垣のような潤いあるものにする
- ・低木だけでなく中木や高木を用いて、立体的な緑にする
- ・敷地が狭い場合は、鉢植えなども上手に活用する

※川越市環境政策課では、一定の基準を満たす生け垣の設置や緑化に対して、補助金を設けていますので、ご相談下さい。

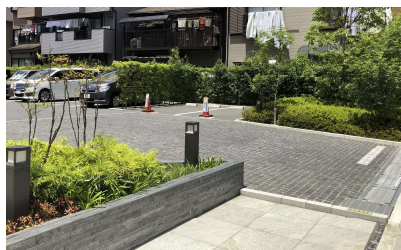
⑫

道路から見える敷地際や駐車場は、低木や地被類、緑化舗装等により緑化に努める。

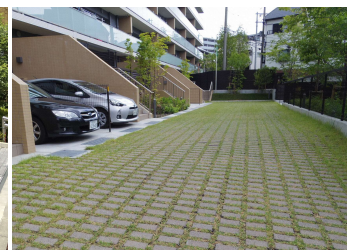
道路から見える位置にある大規模な駐車場は、大きな面積を占めるアスファルトや自動車が見えることによる殺風景な印象にならないように、注意が必要です。

(配慮のポイント)

- ・大規模な駐車場が道路から丸見えにならないように、出入口部分を除き、道路に接する部分に植栽を配置する
- ・アスファルトの殺風景な印象にならないように、緑化舗装を用いる

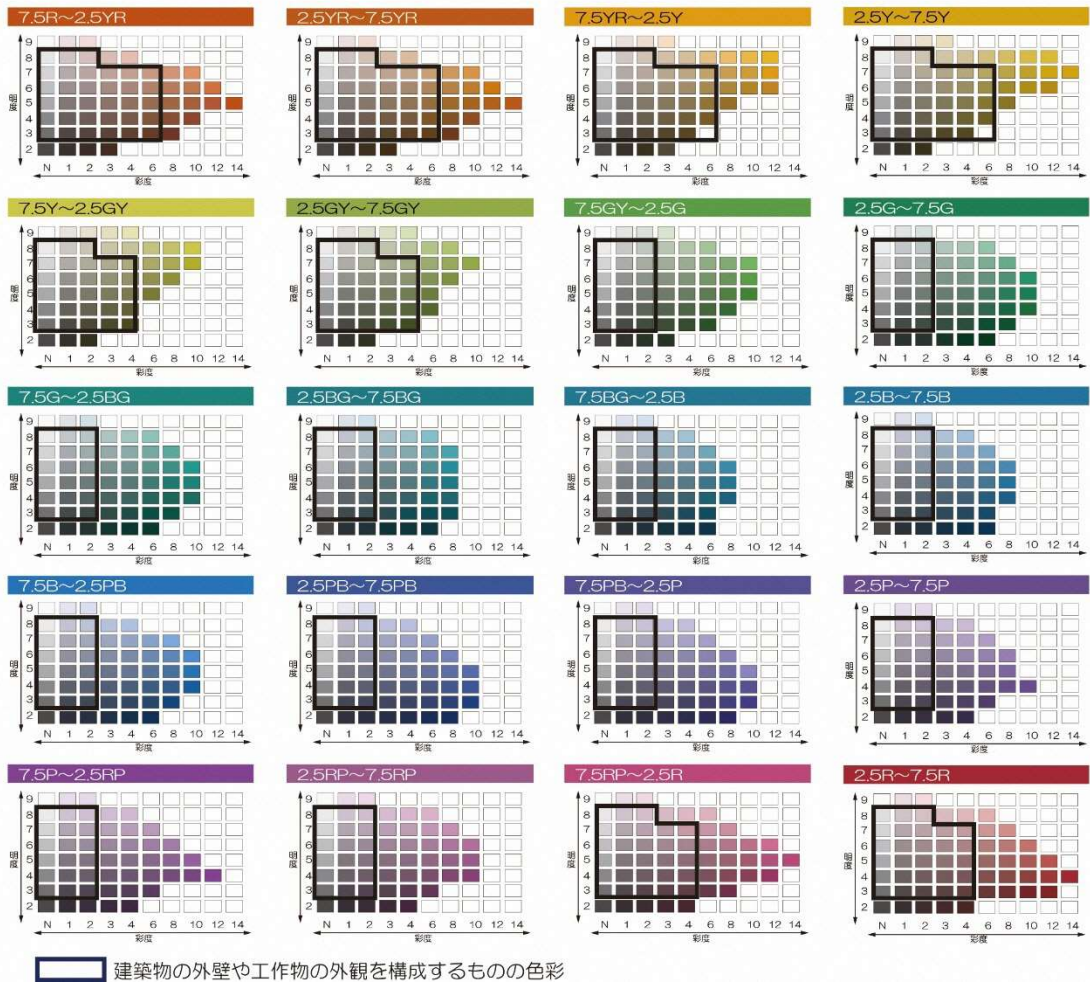


出入口部分に緑を配置して、大規模な駐車場があまり見えないようにしている。



緑化舗装を用いて、駐車場を殺風景にしない配慮をしている。

色彩基準



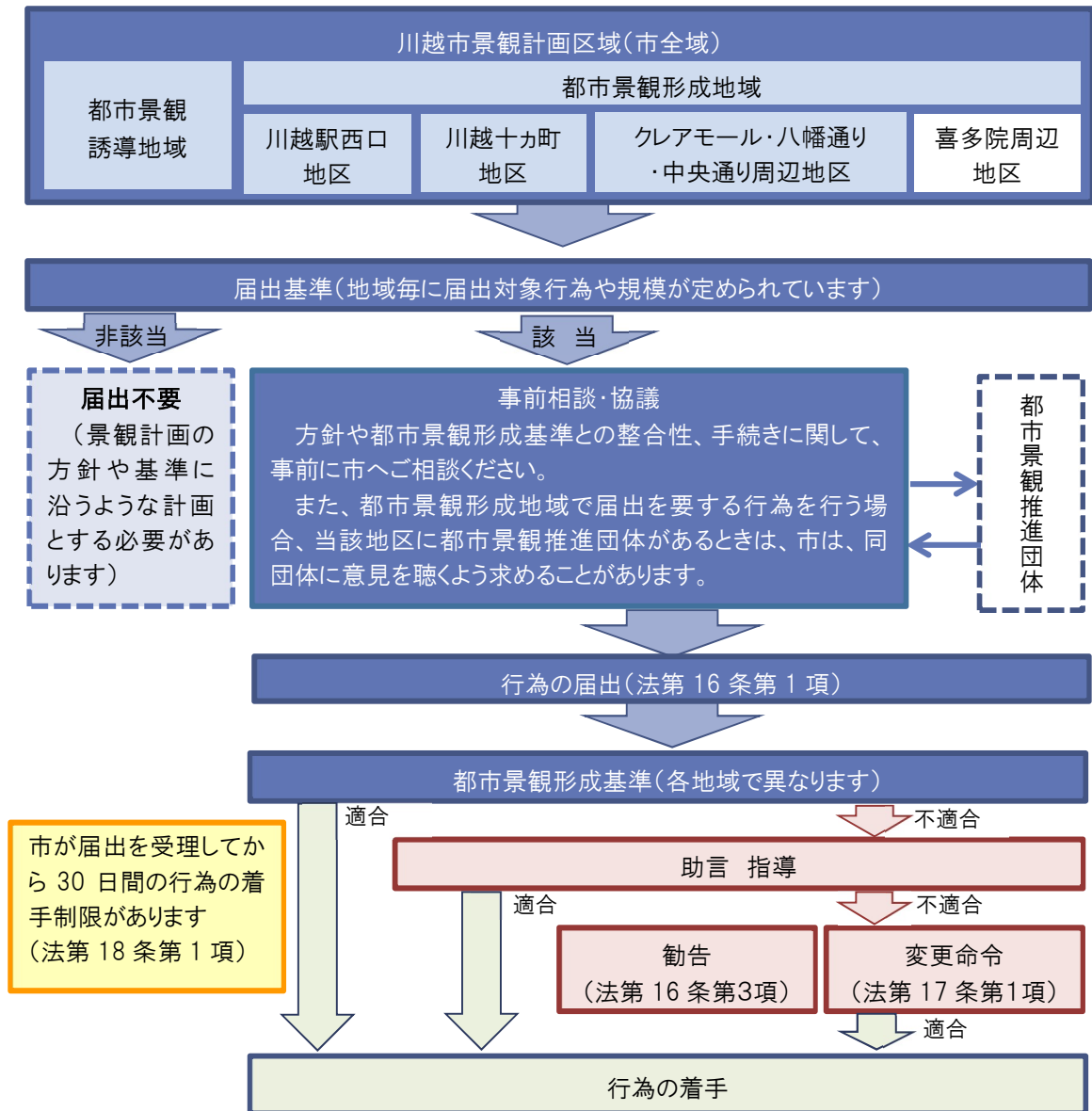
都市景観形成地域における行為の届出について

届出対象行為とその規模は表の通りです。通常の管理行為や軽易な行為は、届出不要です。

| | 届出対象行為 | 規模 |
|--|---|--|
| | | 都市景観形成地域 |
| 建築物 (法第 16 条第 1 項第 1 号) | 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ただし、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更については、当該建築物の屋根又は外壁それぞれの過半について行う行為に限る | 全ての建築物 ※1 |
| 工作物 (法第 16 条第 1 項第 2 号) | 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ただし、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更については、当該工作物の外観の過半について行う行為に限る | 以下のいずれかに該当する場合 ※2 ①高さが 10m を超える工作物 ②建築物等に定着し、又は継続的に設置されるものであって、当該建築物の高さとの合計が 10m を超える工作物 ③高さが 2m を超える門・塀、擁壁 |
| その他良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為 (法第 16 条第 1 項第 4 号・条例第 18 条) | 木竹の伐採 (景観法施行令第 4 条第 2 号) | 以下のいずれかに該当する場合 ①高さが 10m を超える木竹 ②1.5m の高さにおける幹の周囲が 1m を超える木竹 |
| | 建築物又は工作物の除却 | 建築物の欄又は工作物の欄に掲げる規模 ※3 |
| | 屋外広告物の表示、移転又はその内容の変更 | 全ての屋外広告物 ※4 |

- ※1 1 床面積の合計が5㎡以下かつ最高の高さが5m以下の建築物を除く
- 2 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、資材置場その他これらに類する建築物で仮設の建築物を除く
- 3 建築物の増築で、その外観に影響を及ぼさないものを除く
- ※2 工作物の高さが10mを超え15m以下の工作物のうち、次のいずれかに該当するものを除く
 - イ 架空電線路用のもの
 - ロ 電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの
 - ハ 電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者の電気通信用のもの
- ※3 建築物の欄又は工作物の欄に掲げた届出対象行為に伴う建築物や工作物の除却は除く
- ※4 川越市屋外広告物条例の規定により許可を受けた屋外広告物を除く

行為の届出の流れ



景観法に基づく制限等

- ① **届出(法第16条第1項、第2項)**
※届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合には、罰則が適用される場合があります。
- ② **着手制限(法第18条第1項)**
※届出をしてから30日間は、届出に係る行為に着手することができません。事前に着手すると罰則が適用される場合があります。
- ③ **警告及び変更命令(法第16条第3項、第17条第1項)**
※基準に合わない計画の場合は、警告や変更命令が出される場合があります。変更命令に違反した場合は罰則が適用されます。

お問合せ先

川越市役所 都市計画部 都市景観課
〒350-8601 川越市元町 1-3-1
☎ 049-224-5961(直通)
FAX 049-225-9800
e-mail: